

**制度の概要**

本制度は、養成施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき岡山県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいいます。以下同じ。）に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に修学資金を貸し付けることで、保育士資格の新規取得者の確保を図ることを目的としています。

**1 貸付対象者：以下の要件をいずれも満たす方**

- (1) 岡山県内の養成施設に在学する方
  - (2) 養成施設卒業後、岡山県内（県外の所定の国立施設等で従事する場合を含みます。以下同じ。）の従事先施設等において児童の保護等に従事しようとする方
  - (3) 優秀な学生であって、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる方
- ※本制度における従事先施設等の詳細（定義等）については、募集要項最後の別表 1 をご覧ください。

**他制度との併用について**

本制度と趣旨が同様の他制度（※ 1）を利用する方は、原則として貸付対象になりません。

ただし、本制度との併用が認められている他制度（※ 2）を利用する方及び他制度の利用を中止（※ 3）して本制度を利用する方は、貸付対象になります。

加えて、本制度による貸付を受けようとする方が本制度と趣旨が同様の他制度（国庫補助事業等を除く。）との併用を希望し、貸付けの審査により他制度との併用が真にやむを得ないと認められた場合についても、貸付対象となります。

※ 1 本制度と趣旨が同様の他制度には、他団体等が実施する保育士修学資金等貸付、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、離職者訓練制度、独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金（第 1 種・第 2 種）、施設経営法人が実施する奨学金等が含まれます。

※ 2 本制度との併用が認められている他制度には、高等教育の修学支援新制度（大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免及び学資支給）が含まれます。ただし、授業料等減免と併用する場合は、本制度の利用が一部制限される場合があります。詳細については、募集要項最後の別表 2 をご確認ください。

※ 3 他制度の利用中止の可否については、他制度の実施機関に事前にご確認ください。他制度を、本制度の貸付期間の初月分まで遡って中止できない場合は、岡山県社会福祉協議会までご相談ください。貸付決定後に他制度との併用が判明した場合、契約解除になることがあります。

## 2 貸付期間：養成施設に在学する期間（原則として最大2年間まで）

※正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

## 3 貸付額：下記の金額を上限として貸付けします。

- (1) 修学資金（学費） 月額 50,000円
- (2) 入学準備金 200,000円（初回送金時に貸付）
- (3) 就職準備金 200,000円（卒業年度に貸付）

※入学準備金は、原則として1年次から貸付けを受ける場合のみ利用できます。

※貸付上限額が改定された場合、貸付決定日時点での貸付上限額を適用して貸付決定を行います。

※最終学年の学生については、(3) 就職準備金のみを申し込むことも可能です。

### 修学資金（学費）の月額例

2年課程の場合	50,000円×24か月＝合計	1,200,000円
3年課程の場合	33,000円×36か月＝合計	1,188,000円
4年課程の場合	25,000円×48か月＝合計	1,200,000円

## 4 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年3%の延滞利子を徴収します。

## 5 定 員：15名程度

就職準備金のみ 10名程度

## 6 連帯保証人：1人必要

連帯保証人は、以下の要件全てに該当する必要があります。

- (1) 日本国内に住所を有する方
- (2) 日本国籍を有する方又は永住者の在住資格を持つ方若しくは特別永住者等の方
- (3) 確実な保証能力を有する成年者の方

※保証能力については、原則として住民税所得割を課税されていることを以って確認させていただきます。

※(3)の要件に加えて、連帯保証人は、借入申込者と独立した生計を営んでいる方が望ましいです。

※連帯保証人の適格要件等に関する個別のお問い合わせには、お答えできません。

## 7 貸付契約の解除

借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。また、借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときも、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。

### 資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められる事由の例

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- (4) 死亡したとき

## 8 返還の債務の当然免除

以下のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、岡山県内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（在職期間通算1,825日以上かつ業務従事期間900日以上）引き続き当該業務に従事したとき

なお、過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合、又は中高年離職者での従事又は中高年離職者（入学時に45歳以上で離職後2年以内の方）の場合は、返還免除のために必要な業務従事期間が3年（在職期間通算1,095日以上かつ業務従事期間540日以上）に短縮されます。

- (2) 従事先施設等における児童の保護等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

## 9 返 還

以下の事由に該当する場合には、月賦の元金均等払方式で岡山県社会福祉協議会が定める返還期間内に貸付金を返還していただきます。なお、返還期間は、以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（就職準備金のみは6か月）以内の期間を基準として決定します。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき
- (3) 岡山県内の従事先施設等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき
- (4) 岡山県内の従事先施設等において児童の保護等の業務に従事する意思がなくなったとき、又は、岡山県内の従事先施設等において児童の保護等の業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき

- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※貸付けを受けた期間以上に岡山県内の従事先施設等において児童の保護等の業務に従事した場合は、返還の債務の一部が免除されることがあります。

## 申込方法等

### 1 申込時の必要書類

#### 【全員共通】

- 岡山県保育士修学資金借入申込書（様式第1号-1）
- 世帯の状況表（様式第1号-1（別紙1））
- 借入申込者世帯全員の住民票の写し  
※世帯の状況表（別紙1）に記入された世帯員全員分の住民票が必要です。  
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
- 借入申込者世帯の生計維持者の所得・課税証明書（最新のもの）  
※生命保険料控除などの所得控除の内容が確認できるもの  
※生計維持者は、原則、父母（どちらかいないときは1人）です。父母がいない場合は、申込者の生計を実際に支えている人が生計維持者です。  
※所得・課税証明書上の所得と比較して、所得が急変している場合等は、「世帯の状況表（別紙1）」の「家族についての特記事項欄」に現状を詳しく記入してください。また、現状を証明できる書類がある場合は、添付してください。  
※所得・課税証明書は、市町村役場等で取得できます。なお、申込時点では、令和7年度（令和6年中所得）分が最新です。
- 連帯保証人の住民票の写し  
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）  
※借入申込者世帯の世帯員及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- 連帯保証人の所得・課税証明書（最新のもの）  
※住民税の課税状況が確認できるもの  
※生計維持者及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。  
※所得・課税証明書は、市町村役場等で取得できます。なお、申込時点では、令和7年度（令和6年中所得）分が最新です。  
※所得・課税証明書上の所得と比較して、所得が大きく減少している場合等は、現状を証明できる書類（直近の源泉徴収票や給与明細表等）を添付してください。
- 個人情報の取扱いについての同意書  
※借入申込者及び連帯保証人それぞれが署名・捺印してください。

#### 【中高年離職者に該当する場合】

- 離職したこと及び離職日を証明する書類

#### 【本制度と趣旨が同様の他制度を利用する場合（予定や希望の場合を含む）】

- 他制度の利用意思等申出書（様式第1号-1（別紙3））

### 2 借入申込書等の提出先・期限等

借入申込者は、借入申込書等を在学している養成施設へ提出してください。提出期限については、在学している養成施設の指示に従ってください。

養成施設に提出された借入申込書等は、在学している養成施設が取りまとめて、岡山県社会福祉協議会に送付されます。養成施設のご担当者様におかれましては、借入申込者推薦書（様式第1号-1（別紙2））を添えて令和8年5月15日（金）までに岡山県社会福祉協議会へ提出をお願いします。

### 3 貸付決定又は不承認の通知

貸付対象要件を満たす借入申込者の中から定員数及び予算等に応じて一定数の者を選考し、養成施設を通じて、貸付決定又は不承認の通知を行います。

※選考内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので予め御了承ください。

※貸付決定までの間に制度改正があった場合、この募集要項と異なる内容で貸付決定をさせていただきます場合があります。その際は、貸付決定通知書等により変更内容をお知らせします。

### 4 貸付決定後の提出書類（養成施設で取りまとめの上、提出していただきます。）

貸付決定を受けた方には、次の書類を提出していただきます。指定した期日（貸付決定を受けた日から2週間後）までに提出がない場合、借入を辞退したものとみなす場合があります。

- 岡山県保育士修学資金借用証書

※借受人及び連帯保証人がそれぞれ署名・捺印してください。

- 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書

※市町村から3か月以内に交付されたものに限りです。

※今春、高校を卒業した借受人等については、まだ印鑑登録を行っていないことが想定されます。貸付決定した場合に、速やかに手続きが進められるよう準備をお願いいたします。

- 口座振込申出書（本人名義の口座に限りです。）

### 5 貸付金の送金時期について

令和8年度分の貸付金の送金予定日は、前期（4月～9月）分として7月10日、後期（9月～翌年3月）分として10月9日の年2回です。

また、就職準備金の送金予定日は、卒業予定年度の7月10日です。

ただし、借受人が大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免を利用する場合（利用申込予定の場合等、今後、利用する見込みがあると認められる場合を含みます。）、利用額の確定の申し出及び貸付一部辞退等の手続きが完了した後に送金を行います。

## 申込・問い合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内  
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班  
TEL 086-226-3544（直通）

別表1 本制度における従事先施設等について

区域	施設等種別及び法令・通知等
全国	国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設
	肢体不自由児施設「整肢療護園」
	重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
岡山県	児童福祉法第6条の2の2第2項及び同条第4項に規定 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
	児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（保育所を含む） ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・児童厚生施設 ・児童養護施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター
	児童福祉法第12条の4に規定 ・児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	児童福祉法第18条の6に規定 ・指定保育士養成施設
	学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園（週5日以上） ・「認定こども園」への移行を5年以内に予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定 ・認定こども園
	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業
	児童福祉法第6条の3第13項に規定するものであって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの ・病児保育事業
	児童福祉法第6条の3第2項に規定するものであって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの ・放課後児童健全育成事業
	児童福祉法第6条の3第7項に規定するものであって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの ・一時預かり事業
	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定 ・離島その他の地域における特例保育を実施する施設
	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、次に掲げるもの ① 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設 ② ①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ③ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 ④ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 ⑤ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定めるもの ・企業主導型保育事業

別表2 保育士修学資金等と高等教育の修学支援新制度の併用可否一覧表

高等教育の 修学支援新制度 の種別		保育士 修学資金 の種別	併用可否	必要な手続きなど
授業料等減免 (※1)	授業料の減免	修学資金	△ 併用可 (条件付)	「授業料の自己負担額」及び「授業料以外の修学にかかる経費の額(※)」の合計額を超えて貸付を受けることはできません。 併用を希望する場合、貸付金の送金は、減免額確定の申し出及び貸付一部辞退等の手続きが完了した後に行います。 ※教材費や実習費等
	入学金の減免	入学準備金	△ 併用可 (条件付)	「入学金の自己負担額」及び「入学金以外の入学にあたってかかる経費の額(※)」の合計額を超えて貸付を受けることはできません。 併用を希望する場合、貸付金の送金は、減免額確定の申し出及び貸付一部辞退等の手続きが完了した後に行います。 ※入学時に購入する学用品購入費等
給付型奨学金 (※2)		—	○ 併用可	併用にあたって、必要な手続きはありません。

※1 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免

※2 大学等における修学の支援に関する法律に基づく学資支給

【注意事項】

保育士修学資金と高等教育の修学支援新制度を併用する方は、原則として、それ以外に趣旨が同様の他制度を利用することが認められません。